

農業経営を継承
したい方を応援
します！

令和8年度 地域計画担い手確保支援事業 (経営継承ソフト事業)

農業経営を第三者から継承するにあたって、農業経営に必要となる栽培技術の指導に対する謝金を支援します。



「第三者継承」とは、現経営者の親族以外の者に農業経営に必要となる農地や機械・施設などの有形資産、技術、ノウハウ、人脈などの無形資産を引き継いでいくことです。

	支援概要
助成対象者	既に経営を継承した者または事業実施年度の翌々年度までに第三者から農業経営を継承する予定である者であって、円滑な継承に向け、経営移譲者の元で1ヶ月以上研修を受ける者。
対象経費	(ア) 農業経営に必要となる栽培技術の指導に対する謝金。 (イ) 交付決定した月から年度末までに行われた指導であること。 (ウ) 指導謝金は1,150円/時間とする。
上限	月最大3万円

本事業による農業者への支援は市町村を通じて行われます。
詳細については市町村の農政担当部局 又は 最寄りの農林事務所農業振興普及部
(農業振興課)、農業担い手課へお問い合わせください。

【福島県農林水産部 農業担い手課 電話：024-521-7381】